不足額給付２　フローチャート

令和6年1月2日～令和7年1月1日の間に杉並区に転入した。

いいえ → 申請の必要はありません。対象者には区から「支給のお知らせ」又は確認書を送付しております。

はい ↓

令和7年1月1日現在、杉並区に住民登録がある又は令和7年度住民税を杉並区から課税されている。

いいえ → 令和7年度住民税課税自治体が不足額給付の担当自治体になります。

はい ↓

令和6年度分住民税定額減税前所得割が非課税である。（令和6年度住民税課税自治体に確認してください。）

いいえ → 令和6年度分住民税所得割が課税されている場合、不足額給付２の対象にはなりません。

はい ↓

令和6年分定額減税前所得税が非課税である。（源泉徴収票、確定申告書等をご確認ください。）

いいえ → 令和6年分所得税が課税されている場合、不足額給付２の対象にはなりません。

はい ↓

令和5年又は令和6年が事業専従者又は所得48万円超である。

いいえ → 税制度上扶養の対象外（事業従事者又は所得48万円超等）に該当しない場合は対象になりませ

はい ↓

以下のいずれの低所得世帯向け給付金の対象（世帯主・世帯員）ではなかった。
・令和5年度非課税世帯への給付（7万円）（R5年12月3日に在住の自治体に確認してください。）
・令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）（R5年12月3日に在住の自治体に確認してください。）
・令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）（R6年6月3日に在住の自治体に確認してください。）

いいえ → 低所得世帯向け給付金の対象になっていた場合は対象になりません。

はい ↓

当初調整給付の対象であった。（扶養親族として対象だった場合も含む）

いいえ → 対象の可能性がありますので申請書を提出してください。
※フローチャートはあくまで参考になります。

はい ↓

当初調整給付額と定額減税額を合わせても4万円に満たない。（扶養親族として受給した場合も含む）

いいえ → 当初調整給付額と定額減税額を合わせて4万円以上のため対象外です。

はい ↓

対象の可能性がありますので申請書を提出してください。
※フローチャートはあくまで参考になります。